

EKŌ – Haus der Japanischen Kultur e.V.

社団法人 ドイツ「恵光」日本文化センター



DÜSSELDORF

大学・研究機関代表者 各位

Brüggener Weg 6
40547 Düsseldorf
GERMANY

Telefon: +49-(0)211-577918-213
Telefax: +49-(0)211-577918-219

2025年10月1日

ドイツ「恵光」日本文化センター研究奨学生募集のお知らせ

拝啓

清秋の候、貴台におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当ドイツ「恵光」日本文化センターにおきましては、1985年の開設以来ドイツ・デュッセルドルフにおきまして、仏教を中心とする日本文化の紹介と東西の文化交流・相互理解を目的とした各種行事を行っておりますが、文化事業の一環として、別紙「ドイツ「恵光」日本文化センター研究奨学生募集要項」の通り、奨学金制度を設置し、将来を担うべき国際的視野に富んだ研究者の育成を念願しております。

つきましては、2026年度の奨学生を募集する時期となりましたので、添付の募集要項をしかるべき部局に周知して下さり、優れた人材をご推薦頂けますようお願い申し上げます。

敬具

添付書類：「ドイツ「恵光」日本文化センター研究奨学生募集要項」1枚

ドイツ「恵光」日本文化センター
所長 松丸 壽雄

ドイツ「恵光」日本文化センター研究奨学生募集要項

下記の要領で、ドイツ・デュッセルドルフ所在のドイツ「恵光」日本文化センターを拠点として仏教、哲学または日本文化の研究に従事しようとする者に、研究奨学金を交付する。

記

1. 採用人員

1名

2. 給付額

- ・月額 1500 ユーロ（健康保険料含む）。
- ・奨学金給付期間中の住居として、当センター内単身用宿泊施設の利用可（家賃不要）。
※上記宿泊施設以外を住居とする場合での費用の補助は無し。
- ・渡航費（往復運賃・エコノミークラス）。

3. 給付開始時期

2026年8月～2027年4月

（2026年8月1日～2027年4月30日の期間中であれば、何時でも給付開始が可能）

4. 給付期間

1年間（審査の上、継続して最長1年までの延長を認めることもある）

5. 対象者

～仏教部門～

- ・大学院修士課程在学者および修了者で仏教研究に携わっている者。もしくは将来それらの研究・活動を志す者。

～哲学部門～

- ・大学院修士課程在学者および修了者で哲学研究に携わっている者。もしくは将来それらの研究・活動を志す者。

～日本文化部門～

- ・大学の学部修了者で、日本文化研究・啓蒙活動に携わっている者。もしくは将来それらの研究・活動を志す者。

6. 他制度併用の可・不可

不可

※いかなる奨学金制度、研究奨励金制度との併用は不可。

7. 過去の同奨学金受給者の再応募について

審査の上、再応募者を1度に限り再採用することもある。

8. 出願手続き

次の書類各1通とコピー各2通を郵送にて提出すること。

- a. 履歴書
- b. 研究計画書
- c. 推薦状（指導教員、またはそれに準ずる識者が書いたもの。開封無効。）
- d. ドイツ語の既習証明（大学または他の語学教育機関によるもの。）
※出願時に提出できない場合、採用決定後から給付開始時期2ヶ月前の期間での提出も可。
提出がない場合、採用は無効となる。
- e. 人物に関する証明書（指導教員、またはそれに準ずる識者が書いたもの。開封無効。）
※記入書類は下記の担当者にお問い合わせください。

提出期限

2026年1月31日必着（採用通知は2月下旬頃）

提出先

EKO-Haus der Japanischen Kultur e.V.

Brüggener Weg 6, 40547 Düsseldorf, Germany

TEL. +49-(0)211-577918-213 FAX. +49-(0)211-577918-219

担当：攝受

E-mail: bdk@eko-haus.de

※お問い合わせは上記担当者まで

以上

2025年10月1日 社団法人 ドイツ「恵光」日本文化センター

EKÖ – Haus der Japanischen Kultur e.V.

社団法人 ドイツ「恵光」日本文化センター



DÜSSELDORF

大学・研究機関代表者 各位

Brüggener Weg 6
40547 Düsseldorf
GERMANY

Telefon: +49-(0)211-577918-213
Telefax: +49-(0)211-577918-219

2025年10月1日

ドイツ大谷奨学生募集のお知らせ

拝啓

清秋の候、貴台におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当ドイツ「恵光」日本文化センターにおきましては、1985年の開設以来ドイツ・デュッセルドルフにおきまして、仏教を中心とする日本文化の紹介と東西の文化交流・相互理解を目的として各種の行事を行っておりますが、文化事業の一環として、浄土真宗本願寺派23代門主大谷光照師より当センターに御寄贈頂きました基金によって、別紙の通り「ドイツ大谷奨学金」の制度を設けております。将来を担うべき国際的視野に富んだ研究者、宗門人の育成に寄与したいと願っている次第であります。

つきましては、2026年度の奨学生を募集する時期となりましたので、募集要項をしかるべき部局に周知して下さり、仏門興隆のため優れた人材をご推薦頂きますようお願い申し上げます。

敬具

添付書類：「ドイツ大谷奨学生募集要項」1枚

ドイツ「恵光」日本文化センター
所長 松丸 壽雄

ドイツ大谷奨学生募集要項

当奨学金は、浄土真宗本願寺派第23代門主大谷光照師の御懇念をもとに1997年に創設された。下記の要領で、ドイツ・デュッセルドルフ所在のドイツ「恵光」日本文化センターを拠点として、仏教、哲学または日本文化の研究に従事しようとする者に、研究奨学金を交付する。

記

1. 採用人員

1名

2. 給付額

- ・ 単身者の場合 月額2,100ユーロ（家賃、健康保険料含む）。
 - ・ 付帯家族がある場合 月額2,800ユーロ（家賃、健康保険料含む）。
子供1名あたり月額250ユーロを追加給付。
語学学校授業料補助月額最大500ユーロ（最長2か月間）。
- ※滞在中の住居は原則として当センターが斡旋する。
（不動産業者仲介手数料は恵光センターが負担。敷金は恵光センターが立替え。）
- ・ 渡航費（往復運賃・エコノミークラス）。

3. 給付開始時期

2026年8月～2027年4月

（2026年8月1日～2027年4月30日の期間中であれば、何時でも給付開始が可能）

4. 給付期間

1年間（審査の上、継続して最長1年までの延長を認めることもある）

5. 対象者

- ・ 国内外の浄土真宗各派に所属する僧侶、寺院子弟（男女）、または門信徒。
- ・ 短期大学卒以上の学歴を有する者で、将来宗門の為の活動、研究に従事しようとする者。
- ・ 海外開教使、もしくは海外開教を志す者。また海外開教に関する研究を行っている者。

6. 他制度併用の可・不可

不可

※いかなる奨学金制度、研究奨励金制度との併用は不可。

7. 過去の同奨学金受給者の再応募について

審査の上、再応募者を1度に限り再採用することもある。

8. 出願手続き

次の書類各1通とコピー各2通を郵送にて提出すること。

- a. 履歴書
- b. 研究計画書
- c. 推薦状（指導教員、またはそれに準ずる識者が書いたもの。開封無効。）
- d. ドイツ語の既習証明（大学または他の語学教育機関によるもの。）
※出願時に提出できない場合、採用決定後から給付開始時期2ヶ月前の期間での提出も可。提出がない場合、採用は無効となる。
- e. 人物に関する証明書（指導教員、またはそれに準ずる識者が書いたもの。開封無効。）
※記入書類は下記の担当者にお問い合わせください。

提出期限

2026年1月31日必着（採用通知は2月下旬頃）

提出先

EKO-Haus der Japanischen Kultur e.V.

Brüggener Weg 6, 40547 Düsseldorf, Germany

TEL. +49-(0)211-577918-213 FAX. +49-(0)211-577918-219

担当：攝受 E-mail: bdk@eko-haus.de

※お問い合わせは上記担当者まで

以上

2025年10月1日 社団法人 ドイツ「恵光」日本文化センター